

私立学校振興助成法

昭和50年7月11日
法律第61号
令和元年5月24日
法律第11号
(最終改正)

[沿革] 昭和53年5月23日法律第55号、昭和57年8月31日法律第86号、昭和62年9月10日法律第88号、昭和5年11月12日法律第89号、平成9年5月9日法律第48号、平成10年6月12日法律第101号、平成11年7月16日法律第87号、平成11年12月22日法律第160号、平成14年2月8日法律第1号改正、平成18年6月21日法律第80号改正、平成19年6月27日法律第96号改正、平成24年8月22日法律第67号改正、平成26年6月13日法律第69号改正、平成27年6月24日法律第46号改正、令和元年5月24日法律第11号改正

(目的)

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第3項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第3条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第5条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

(1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

- (2) 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合
- (3) 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合
- (4) 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- (5) その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第6条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第4条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

（補助金の増額）

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

（学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成）

第8条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（その他の助成）

第10条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第4条、第8条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条及び第237条から第238条の5までの規定の適用を妨げない。

（間接補助）

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

（所轄庁の権限）

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (2) 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- (3) 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- (4) 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

（意見の聴取等）

第12条の2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法95条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かななければならない。

2 所轄庁は、前条第2号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第29条第2項及び第31条（同法第16条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第3項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第12条の2第1項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第2号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第13条 所轄庁は、第12条第3号又は第4号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

2 行政手続法第3章第3節の規定及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。（書類の作成等）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（税制上の優遇措置）

第15条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（準学校法人への準用）

第16条 第3条、第10条及び第12条から第13条までの規定は、私立学校法第64条第4項の法人に準用する。

（事務の区分）

第17条 第12条（第16条において準用する場合を含む。）、第12条の2第1項（第16条において準用する場合を含む。）及び第2項（第13条第2項及び第16条において準用する場合を含む。）、第13条第1項（第16条において準用する場合を含む。）並びに第14条第2項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和51年4月1日から施行する。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

第2条 第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者(学校教育法附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。)及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び認定こども園法一部改正法附則第4条第1項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者(以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。)に係る第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条各号列記 以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第12条第1号	その業務	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者
	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第12条第3号	予算が	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第12条第4号	当該学校法人の役員	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者(当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。)
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員 ^の 解職をすべき旨	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者の担当を解くべき旨(当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨)
第12条の2第1 項から第3項ま で(第13条第2 項において準用	所轄庁	都道府県知事

する場合を含む。)		
第13条第1項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人の理事	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者）
	解職しようとする役員	担当を解こうとする者
第14条第1項	文部科学大臣	附則第2条第3項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第14条第2項及び第3項	所轄庁	都道府県知事

- 3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第49条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。
- 5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第1項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園が学校法人によって設置されるように措置しなければならない。
- 6 第2項において読み替えて適用される第12条、第12条の2第1項及び第2項、第13条第1項並びに第14条第2項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第2条の2 第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

- 2 前項の社会福祉法人に係る第12条から第14条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第12条第1号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に係る者
	質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第12条第3号	予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第12条第4号	当該学校法人の役員	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員等の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員等の担当を解くべき旨
第12条の2第1	所轄庁	都道府県知事

項から第3項まで（第13条第2項において準用する場合を含む。）		
第13条第1項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人の理事	当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者
	解職しようとする役員	担当を解こうとする役員
第14条第1項	文部科学大臣	附則第2条の2第3項の規定による特別の会計について、文部科学大臣
第14条第2項及び第3項	所轄庁	都道府県知事

- 3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第9条又は第10条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第49条の規定を準用する。
- 4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出を充ててはならない。
- 5 第2項の規定により読み替えて適用される第12条、第12条の2第1項及び第2項、第13条第1項並びに第14条第2項及び第3項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（国の無利子貸付け等）

第3条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第1項の規定により学校法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 学校法人が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則〔昭和53年5月23日法律第55号抄〕

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和57年8月31日法律第86号〕

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条第6項の規定は、昭和57年3月31日から適用する。

附 則〔昭和62年9月10日法律第88号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成5年11月12日法律第89号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日〔平成6年10月1日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第83条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校振興助成法第13条第1項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は入園に関して是正を命ずる措置の手続に関しては、第83条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成9年5月9日法律第48号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成10年1月1日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第74条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第75条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成10年6月12日法律第101号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

2～6 〔略〕

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第

161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第1303条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成14年2月8日法律第1号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成18年6月21日法律第80号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成19年6月27日法律第96号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成24年8月22日法律第67号抄〕

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則〔平成26年6月13日法律第69号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則〔平成27年6月24日法律第46号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔令和元年5月24日法律第11号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成32年4月1日から施行する。

私立学校振興助成法施行令

昭和51年11月9日
政令第289号
平成29年9月1日
政令第232号
(最終改正)

[沿革] 昭和52年11月29日政令第312号、昭和54年3月2日政令第28号、昭和55年3月4日政令第14号、昭和56年2月24日政令第16号、平成6年6月24日政令第186号、平成9年12月10日政令第355号、平成10年10月30日政令第351号、平成12年3月31日政令第164号、平成12年6月7日政令第308号、平成14年2月8日政令第27号、平成15年3月26日政令第74号改正、平成29年9月1日政令第232号改正

(法第4条第2項の経常的経費の範囲)

第1条 私立学校振興助成法（以下「法」という。）第4条第2項の政令で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- (1) 専任教員等（私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師及び助手として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- (2) 専任職員（専任教員等以外の私立大学等の職員のうち、専任の職員として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- (3) 非常勤教員（私立大学等の専任でない教授、准教授及び講師として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- (4) 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費
- (5) 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての雇用保険法（昭和49年法律第116号）第3条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費
- (6) 専任教員等及び専任職員についての私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費
- (7) 学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械器具若しくは備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料その他の経費で文部科学大臣が定めるもの
- (8) 学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費で文部科学大臣が定めるもの
- (9) 専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費
- (10) 専任教員等、専任職員及び私立大学等を設置する学校法人の専任の役員として文部科学大臣が定める者の研究のための外国旅行（文部科学大臣が指定したものに限り。）に要する旅費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定する教育又は研究に直接必要な謝金その他の文部科学大臣が定める経費

2 前項第1号から第3号までの給与の範囲並びに同項第9号及び第10号の旅費の種類は、文部科学大臣が定める。

(法第4条第2項の経常的経費の算定方法)

第2条 法第4条第1項の経常的経費は、各私立大学等について、前条第1項各号に掲げる経費ごとに、当該私立大学等を設置する学校法人が支出した金額を限度とし、次に定めるところにより算定するものとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる経費については、専任教員等一人当たりの年間標準給与費の額（給与に要する経費に係る補助金の額の算定の基礎となる額として文部科学大臣が定める額をいう。次号において同じ。）を文部科学大臣の定めるところにより当該私立大学等の専任教員等一人当たりの年間平均給与費の額に応じて補正して得た金額に、当該専任教員等の数を乗じて算定する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる経費については、専任職員一人当たりの年間標準給与費の額を文部科学大臣の定めるところにより当該私立大学等の専任職員一人当たりの年間平均給与費の額に応じて補正して得た金額に、当該専任職員の数を乗じて算定する。

(3) 前条第1項第7号に掲げる経費については、当該経費に係る補助金の額の算定の基礎となる額として文部科学大臣が定める専任教員等一人当たりの金額及び学生一人当たりの金額に、それぞれ当該私立大学等の専任教員等の数及び学則で定めた収容定員（在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生の数とする。）を乗じて得た金額を合計して算定する。

(4) 前条第1項第3号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる経費については、当該各号に掲げる経費ごとにそれぞれ文部科学大臣の定めるところにより算定する。

2 前項第1号及び第3号の専任教員等の数、同項第2号の専任職員の数並びに同項第3号の学生の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

(法第4条第1項の補助金の額)

第3条 法第4条第1項の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

(1) 前条第1項第1号の規定により算定した金額に10分の5を乗じて得た金額

(2) 前条第1項第2号の規定により算定した金額に10分の5を乗じて得た金額

(3) 前条第1項第3号の規定により算定した金額に10分の5を乗じて得た金額

(4) 前条第1項第4号の規定により算定した金額の範囲内でそれぞれ文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

2 法第5条又は第7条の規定による補助金の額の減額又は増額については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

(法第9条の国の補助)

第4条 法第9条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

(1) 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第10号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額

(2) 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であって社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校又は義務教育学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2 前項の児童等の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

（財務大臣との協議）

第5条 文部科学大臣は、第1条から前条までの規定による定めをしようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和51年度の国庫補助金から適用する。

（国の貸付金の償還期間等）

2 法附則第3条第2項の政令で定める期間は、5年（2年の据置期間を含む。）とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第5条第1項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第3条第1項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前3項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第3条第5項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則〔昭和52年11月29日政令第312号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第1条から第3条までの規定は、昭和52年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和54年3月2日政令第28号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第2号及び第4条第1項の規定は、昭和53年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和55年3月4日政令第14号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校振興助成法施行令の規定は、昭和54年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和56年2月24日政令第16号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校振興助成法施行令の規定は、昭和55年度の国庫補助金から適用

する。

附 則〔平成6年6月24日政令第186号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成6年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔平成9年12月10日政令第355号〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則〔平成10年10月30日政令第351号〕

(施行期日)

1 この政令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年3月31日政令第164号〕

(施行期日)

1 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年6月7日政令第308号〕

(施行期日)

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成14年2月8日政令第27号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成15年3月26日政令第74号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年3月30日政令第102号〕

この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年3月22日政令第55号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成19年3月28日政令第69号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年12月12日政令第363号抄〕

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。

附 則〔平成23年5月2日政令第118号抄〕

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日政令第132号〕

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（平成27年9月30日政令第347号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日政令第421号）

この政令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月1日政令第232号）

この政令は、平成31年4月1日から施行する。